

# 環境配慮の取り組み例（住宅整備事業）

住宅整備事業を行っているAさんの会社で、戸建分譲住宅（15戸）の開発を行った際の環境配慮取り組み例です。事業の実施にあたり、環境配慮指針を参考にして様々な環境配慮を行いました。（赤字箇所が環境配慮の例となります。）

## 1 構想段階

開発場所の候補地は南区の内陸部（市街住宅地域）にあります。Aさんはまずはじめに、環境配慮指針の地域別環境配慮事項と自然環境情報地図を参照して、**環境の特徴を確認しました。**

近辺にはまとまった樹林地や池を有する公園があり、貴重な生物（キビタキ、キイトンボなど）も生息しているようです。周辺住民にも、自然との触れ合いの場としてよく利用されていることが分かりました。

また、この候補地は公共施設の跡地であり、自然的地形や歴史的遺産の改変はありません。これらの**確認結果をふまえ、周辺の自然環境に配慮しながら、この候補地で開発を進めることにしました。**

## 2 計画段階

Aさんは、事業特性格別環境配慮事項も参考に、設計を進めます。街区全体の計画では、住宅の配置を工夫して、**涼しい風の通り道を作り、太陽の光が住宅に当たりやすくします。**また、貴重・希少生物への配慮のため、周辺にも自生するヤブツバキ、ホルトノキ、カクレミノを庭木に使用するなど、**周辺の緑とつながりを持たせる**ことにしました。

住宅の設計では、廃棄物の削減のために、耐久性の向上など**長寿命化に努めます。**また、温室効果ガスの排出削減のために、太陽熱を空調や給湯に活用する**パッシブソーラーシステムを採用しました。**

## 3 施工段階

建設工事が始まりました。既存施設の解体では、廃棄物の削減・資源の循環利用のために**分別解体や適正処分を徹底します。**また、周辺の生活環境に配慮するため、**騒音・粉じんなどの発生・拡散を極力抑える工法を採用したり、作業機械等の運行が集中しないように管理しながら**工事を進めました。



## 4 供用段階

完成した住宅への入居がはじまりました。入居者は、**太陽熱の活用やLED照明の採用**により、省エネルギーで温室効果ガスの排出が少なく、地球環境への負荷が少ない生活を送っています。

また、周辺に生息する貴重な生物も事業実施前と同じように生息が確認されています。

※上記の取り組みはあくまでも例であり、予算や事業の段階によって、できることには幅があります。まずは、できること（環境配慮指針を確認すること）から始めることが大切です。

<お問い合わせ先>

環境局環境監理部環境調整課

TEL 092-733-5389

FAX 092-733-5592

メール k-chosei.EB@city.fukuoka.lg.jp

# 造成・建設工事、公共工事等の前には 「福岡市環境配慮指針」



福岡市の豊かな自然を守っていくため、造成工事や公共工事等での環境配慮が必要不可欠です。事業検討や工事実施の際に、ぜひ本指針をご活用ください。

福岡市環境局

# 環境配慮指針の使い方

本指針は、事業の実施による環境影響について、事前に事業者自身で判断いただけるよう、地域の環境情報を提供し、「構想」「計画」「施工」「供用」の事業の各段階で実施すべき配慮事項を示したものです。以下のフロー図を参考に、市街住宅地域や里地里山などの地域特性及び、住宅整備事業や発電所設置事業などの事業特性を確認し、事業の段階にあわせた環境配慮を検討してください。



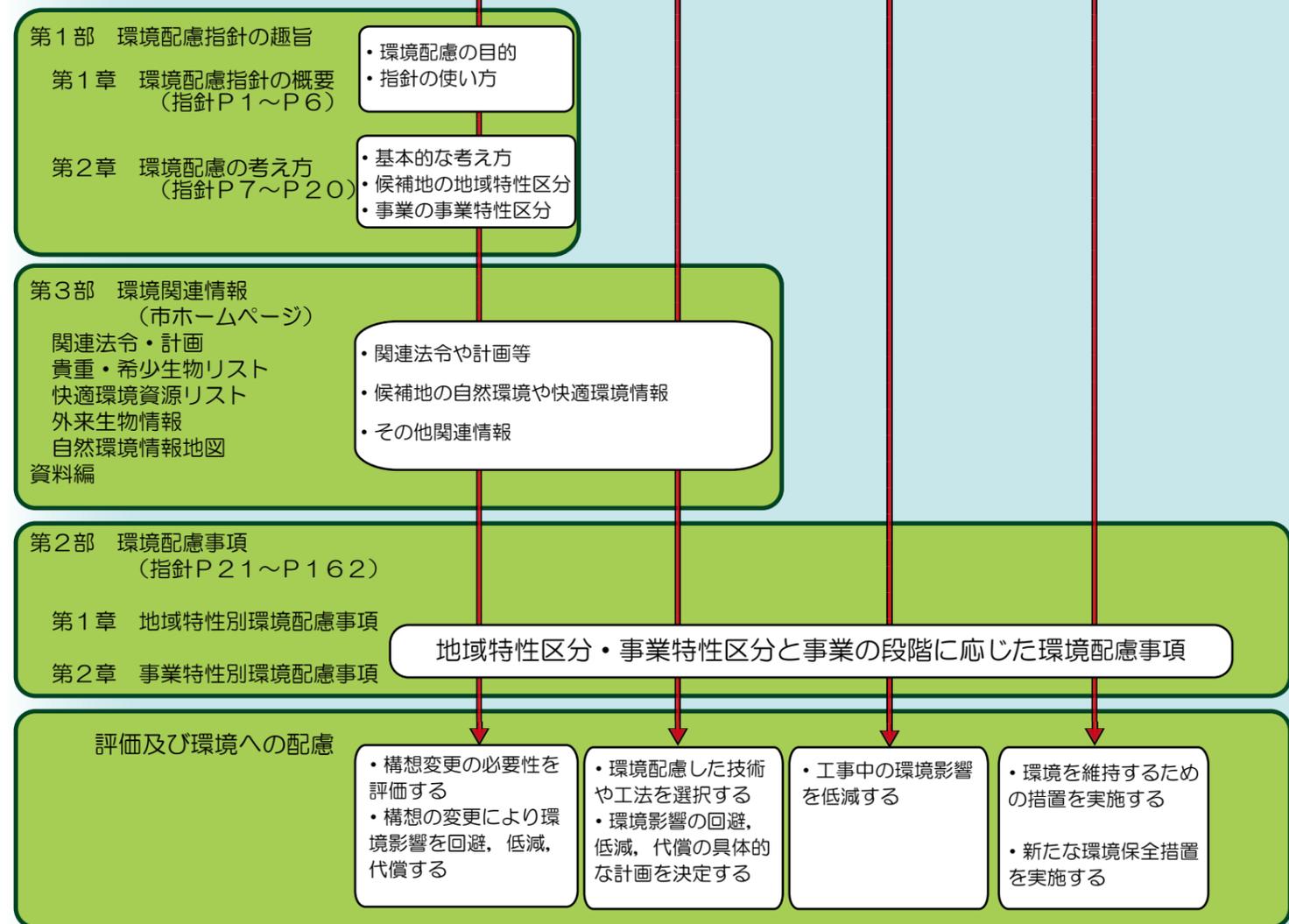
※このチラシは概要版です。全体版は環境調整課で配布、または市ホームページに掲載していますので、ご確認ください。

福岡市環境配慮指針

検索



事業の段階：



## 市内の希少生物情報を掲載（毎年更新）



候補地とこの地図とを見比べて、何か希少な生物が生息していないかを確認することから、環境配慮が始まるんだね！



指針に掲載しているチェックリストを活用して、どんな配慮ができるか検討しよう！

## 環境配慮事項を掲載

A 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	
1 構想段階での配慮	
A-1-1 排ガス、粉じん、騒音・振動、光害の影響低減	<input type="checkbox"/> 供用後の騒音・振動、排ガス、悪臭などの影響を予測し、周囲への影響を抑えるよう開発場所や施設の配置を検討する。 <input type="checkbox"/> 周辺地域への日照障害、電波受信、ビル風の影響を予測し、周囲への影響を抑えるよう開発場所や建築物の配置を検討する。
B 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	
1 構想段階での配慮	
B-1-1 生物が生息・生育する場所や条件への影響低減	<input type="checkbox"/> 開発地域周辺の貴重・希少生物の生息・生育情報など自然環境についての情報を収集し、自然環境保全上重要な場所を回避するよう開発場所や配置の検討を行う。
2 計画段階での配慮	
B-2-3 生物の生息・生育環境に連続性を持たせる	<input type="checkbox"/> 在来種による緑化を進め、周辺の緑地とのネットワーク化を図ることによって、生物の生息・生育環境に連続性を持たせるよう努める。
3 施工段階での配慮	
B-3-2 外来種の侵入・拡散防止	<input type="checkbox"/> 外来種の拡散を防止するため、工事により伐採した草木や残土や適性に処分し、種子等の逸出防止を図る。
4 供用段階での配慮	
B-4-3 生物の生息・生育環境に連続性を持たせる	<input type="checkbox"/> 低木の植込み、石組、食餌木の植栽、刈草・落葉の利用などにより、小動物が生息できる自然を創出する。

「環境保全措置」って・・・？  
 事業による環境影響を軽減するための保全行為のことです。環境保全措置には、  
 ①回避  
 ②低減  
 ③代償  
 があり、この順番で、実行可能な範囲において、効果が最大になる方法を検討します。

## 環境保全措置の例

① 回避	② 低減			③ 代償
	最小化	修正・修復	軽減	
行為の全体または一部を実行しないことにより影響を避けます。  例：貴重・希少な生物の生息・生育場所を保全するために、事業の立地対象地を変更する。	行為の実施にあたり、規模や程度を制限して影響を最小化します。  例：山に道路を新設する際、山を切り崩さずトンネルにすることにより、土地の改変量を最小化する。	影響を受けた環境を修復、回復、復元により影響を修正します。  例：住宅地造成で盛土した法面に、在来の植物を植樹する。	行為の実施期間中、保全や維持管理を行うことにより、影響を継続的に軽減または除去します。  例：道路にボックスカルバートを設置し、動物の移動経路を確保する。	代替資源や環境を置き換えて提供して、影響を代償します。  例：事業により消失する水辺環境の代替地としてビオトープを創出する。

「回避」が最も影響がないけど、他の候補地がなければ「低減」や「代償」も考えていかないといけないね！

